





八  
最  
低  
額  
面  
金  
振  
替  
単  
位

十  
十  
十  
二  
一  
発  
行  
行  
日  
格  
率

十  
三  
の  
経  
過  
利  
子

十  
万  
円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額と  
す。整数倍の金額によるものと

平成十七年一月二十五日

年当り、各利払期における利

子計算期間開始日前に行われ

た、発行から償還までの期間が

九、五年か月の超十年利付国債の

直近における割当額入札の結果

に基づき算出された複利回り

へ以下「基準金利」という。か

ら、一〇パーセントを控除

した率。ただし、控除した率が

〇パーセントを下回るときは、

(一)

その率は、募入決定の通知を受けた者  
は、募入決定の通知を受けた者の  
式により算出した金額を次の算  
式に規定する。ただし、国債  
市場特則参加者決定の通知を  
受けた者は、国債市場競争格  
入札発行者は、国債市場競争  
参加者発行者は、国債市場競争  
格と非競争入札発行者の格と  
行分とを分け算出するも、の  
とす。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.38}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年七月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.38}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子  
十五 第二期以後の利子

毎年一月二十日及び七月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 1.01}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還期限

平成三十二年一月二十日

二十 十九 十八 十七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平成 財務 日 額  
十七 大臣 本 面  
年 一 一 銀 金  
月 月 月 行 額  
二 二 二 通 百  
十 十 十 知 円  
五 五 五 受 につ  
日 日 日 け き  
日 日 日 た 百  
者 者 者 者 円